

求職活動に関する申立書

渋谷区長 殿

私は保育所等の利用にあたり、以下の内容に相違がないことを申し立てます。

なお、入園後2か月以内に就労を開始し、「就労証明書」を提出しなかった場合及び保育を必要とする証明書を提出しなかった場合は、入園後3か月で退園することに異議はありません。

求 職 活 動 内 容 (該当するものに☑してください。)			
活動状況	<input type="checkbox"/> 現在求職活動中 (確認書類の提出及び裏面「最近2か月の求職活動状況」の記入をしてください。)		
	<input type="checkbox"/> 入所後 (お子さんが在園中の方は退職後)、求職活動を開始する。		
活動方法 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> ハローワーク (週 回程度)		
	<input type="checkbox"/> チラシ・インターネット		
	<input type="checkbox"/> 派遣会社に登録		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
希望する 雇用形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> 契約		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
就労時間	： ～ ：	就労日数	月に 日 (週に 日)
	※ 月に48時間以上の勤務が必要になります。		
確認書類 (現在求職活動中の 方)	<input type="checkbox"/> ハローワークカード		
	<input type="checkbox"/> 就職あっせん機関 (就職情報サイト等も含む) 登録画面の写し		
	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給者資格証		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

※ 求職活動中の方の支給認定期間は入園希望月から3か月です。支給認定期間の終了とともに保育園の入園申込みも無効になります。

支給認定期間終了後も継続して申込み・在園を希望する場合は、再度申込みが必要です。ただし、再度申込みは年度内1回限り (最長6か月) となります。

※ 現在就労条件で入園後、退職により求職要件となった方も、退職日から2か月以内に就労を開始して「就労証明書」を提出する必要があります。

提出がなかった場合は、退職日から3か月を経過した日の月末で退園となります。

_____年 _____月 _____日

住所 渋谷区 _____

保護者氏名 _____

利用申込児童氏名 _____ (_____年 _____月 _____日生)

第1希望保育園名

保育園
こども園

最近2か月の求職活動状況

活動日	活動内容（具体的に記入してください。）

記入例

活動日	活動内容（具体的に記入してください。）
○月○日（月）	ハローワークにて職業相談、求人募集の確認
○月○日（火）	○○会社に履歴書及び紹介状の発送
○月○日（金）	○○会社面接。結果については後日連絡